社会資本整備審議会 議決

計画部会の設置について

社会資本整備重点計画及び交通政策基本計画並びに津波防災地域づくりに関する法律の施行に関する基本的事項について調査審議するため、下記により社会資本整備審議会に計画部会を設置する。

記

- 1 社会資本整備審議会令(平成12年政令第299号)第7条第1項の規定 により、社会資本整備審議会に計画部会を置く。
- 2 計画部会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 社会資本整備重点計画法 (平成15年法律第20号) 第4条の規定に基づき作成する社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項
 - 二 交通政策基本法 (平成25年法律第92号) 第15条の規定に基づき作成する交通政策基本計画の案に関し必要な事項
 - 三 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)の施行に関する基本的事項

交通政策審議会交通体系分科会 議決

計画部会の設置について

社会資本整備重点計画及び交通政策基本計画について調査審議するため、下 記により交通体系分科会に計画部会を設置する。

記

- 1. 交通政策審議会令(平成12年政令第300号)第7条第1項の規定により、交通体系分科会に計画部会を置く。
- 2. 計画部会は、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 社会資本整備重点計画法 (平成15年法律第20号) 第4条の規定に基づき作成する社会資本整備重点計画の案に関し必要な事項
 - 二 交通政策基本法 (平成25年法律第92号) 第15条の規定に基づき作 成する交通政策基本計画の案に関し必要な事項